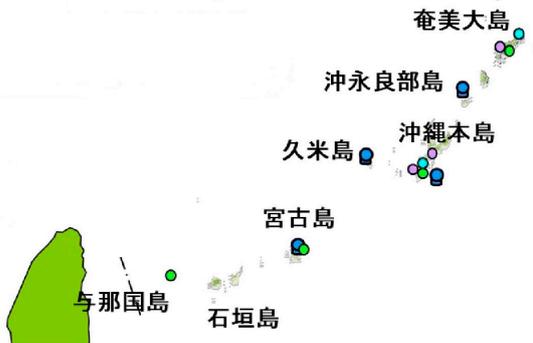


News Paper



馬毛島の基地計画



- 凡例
- 陸自駐屯地
 - 海自地区
 - 空自基地
 - レーダーサイト



**米艦載機のFCLPのほか、
大規模栈橋で、いずも級
護衛艦も入港か！**

防衛省ホームページより
(一部加筆)

インタビュー・シリーズ：170
馬毛島を失うわけにはいかない
 鹿児島県西之表市 八板俊輔市長に聞く

—西之表市長になるきっかけが馬毛島だそうです、これまでの歩みと思いをお聞かせください
 西之表市の出身です。高校から鹿児島に出て、大学は東京です。卒業後は新聞社に勤めました。主に社会部で仕事をしました。沖縄に勤務したことがありまして、その後も取材に行き、いろいろ書かせてもらったことで印象に残っています。記者時代の後半のところで、馬毛島の問題が起きました。帰ってきてシリアスな局面になって市長選があったわけです。(次ページに続く)

もくじ	馬毛島を失うわけにはいかない 八板俊輔市長に聞く…1	朝鮮人強制連行犠牲者追悼が政治集会? ……7
	「台湾有事」で日本を戦場にする政府に反対しよう…4	新スタッフ紹介 ……8
	東電刑事裁判控訴審の勝利を求めて ……6	植民地への無理解 ……8

私自身、馬毛島のことを、地元なのによく知りませんでした。福岡に勤務していた時に、基地建設の話が出て訪れる機会がありました。種子島の人たちと島の関わりを知り、現地に遺っているものを見て、重要なものだということを感じたわけです。大事な島をこういう形で活用するのでいいのだろうか、私の思い描く島の方向と、政治的な動きの中で、自分がやらなくてはいけないと思いました。

—いま防衛省の基地建設のスケジュールはどうなっているのでしょうか。

2020年の夏に、防衛省が施設案を発表しました。島のほとんどの土地を取得できる目鼻が付いたからだと思います。土地を取得して設計して、環境アセスメントというスケジュールで進めていくのだと思います。いまの環境アセス法というのは、基地を作るのが私たち地元にとってプラスになるのか、マイナスになるのかを聞いたうえで、計画に同意するのかどうか判断を得るための手段だと考えています。防衛省ははっきりとは言わないのですが、基地を作ることで影響があるので、それをなるべく小さくみせるための手続きとして進めているようにも思います。私はこの施設をつくるのが本当にいいのか考え、意見を言い、決定し、同意する権利があると思っています。そこに地方自治体と国との違いがあると思います。

防衛省は、「調査をしなければ、どういうものを作るのかわからないし、影響もどうなるかわからない」と説明をしています。ところが2021年8月になって、防衛省は港湾施設のイメージ図というのを突然出してきました。そして、防衛省はどういう施設を作るのか、どういふ影響があるのかという説明をほとんどしないで、漁業補償をやらなければならないと言ってきます。どういふ影響があるのかをはっきりさせないで、漁業者のコンセンサスばかりを言われても困ります。まずは、防衛省の考えていることを開示し、説明をしっかりとってもらいたいと思います。

環境アセスメントについて市の意見書を出しています。防衛省はアセス方法書では、「港湾施設については、まだどう作るかわからないから環境アセスから外す」としています。また道路については、「外周の管理用の道路だから基地そのものではない」ということで、これも環境アセスから外しています。環境への影響は大きいのに、本当におかしな話です。このことについて鹿児島県知事から、地元の意見にはきちんと対処するように、という意見が出されています。私たちは、港湾施設や道路についても「どういふものを作るのか、どういふ影響があるか示してくれ」と、言わなければなりません。防衛省は、国と地元の十分な調整がなされていないので、一度立ち戻って課題を整理すべきだと思います。



—「故郷を第2の沖縄にしない」と主張されていますが。

沖縄についてはいろいろなとらえ方があると思います。地域共同体の分断をさせたくないという意味で主に使っています。馬毛島に自衛隊の、あるいは米軍の訓練を目的とする、自衛隊の施設を作るということに、賛成か反対かということで、小さな地域社会の中で、住民が分断されることが非常に懸念されますし、実際に進行しつつあります。そうならないようにしたいのが、一番の思いです。

—どのようないふ賛否の意見があるのですか。

賛成の人たちの意見は、まず経済的な効果があるということです。それと人口が増える。その2つだと思います。経済的な効果というのは、基地建設という公共工事的な意味合いと、基地ができたときに、交付金があるということです。人口は隊員が150人から200人と言っていますが、家族も含めてそれなりの数になると思います。

反対する人たちからすると、漁業、観光という産業の資源でもある、自然環境を痛めることになるということです。私たち種子島の住民にとっては、歴史的に密接な島ですので、基地化して地元のために使われなくなるのは、私は失うものが大きいと思っています。その理由は、経済的な効果については、今自分たちが持っている自然とか、鉄砲伝来の時代からある、島の地理的、潜在的な力です。それを活かした経済の基盤の形成というのがまだまだ、発展途上にあるということがあります。基地をつくることで、失われる資源というのが、自然だけでなくいろいろなものがあると思います。

一市としてどのような取り組みを行っていますか。

就任した年の暮れ、島の資源を活かすため馬毛島の利活用計画というのを作りました。自然公園、自然保護区的なものを作ったり、いろいろな研究施設を誘致したりする。それから教育、体験活動です。子どもたちを自然に触れさせる体験活動の拠点にするのです。葉山王籠（はやまおおごもり）遺跡もあります。これはわれわれの地域史に非常に重要なものです。そういう資源が基地で失われることを、市民に知っていただきたいし、そのための取り組みをしています。

たとえば「馬毛島だより」という不定期ですけど馬毛島に関する情報を印刷して、全戸配布しています。内容は防衛省とのやり取り、計画の進行についての情報、馬毛島に関する市の取り組みについても情報を載せています。

一市としての取り組みを進めるにあたって、どのような難しさがありますか。

防衛省が、5月にデモフライトを実施しました。騒音の問題は大きな関心を持たれますので、実際のタッチアンドゴーがどういうものか見せるため、戦闘機を馬毛島周辺に飛ばしています。目的は騒音が、種子島にどう届くのかを検証するためです。実際にはタッチアンドゴーのできる滑走路がありません。上空を回るので、速度が倍なのです。滞空時間は逆に半分になるわけです。戦闘機の数が最大6機でしたが、実際には8機ほど飛ぶそうです。上空に飛行機がそれだけいれば、必ず訓練の予定航路をはずれ、種子島を通らなければならない局面が出てくるはず。そこを一番心配しているのです。このデモフライトは、実際とは程遠いのではないかと、言いたいのですが、それは防衛省に対して基地建設に反対だからと、とらえられてしまうわけです。私としては、公平な立場でデータを示したいのです。自分が反対だからではなくて、実態に近づけて市民がちゃんと理解するためには、これでは足りないのではないかと、言いたいのです。これを声高に言うと、「市長は反対だからそう言っているのだ」とされてしまいます。残念ですがそうしたところが、本当に難しいと思います。

一6月23日、西之表市議会が基地促進の意見書を採択しましたが。

この問題で、賛成か反対かということでは、市議会の勢力が非常に拮抗していると思います。疑問に思っているのは、市会議員の選挙の時に、例えば、すべての人がこの問題を表面に出して、意見を表明して選挙に臨んだわけではありませんので、この採択の結果が民意の表れとは思いません。また、採択は1票差という非常に微妙な僅差でした。議長が抜けるので13名で採決し、7対6で可決されました。議長が入れば、また違うことになります。もちろん議会の意思

表示ですので、尊重しないとイケないと思います。

選挙では有権者の馬毛島問題への関心は高かったと思います。市長選においては私と対立候補の1対1の選挙になり、基地建設についてもはっきり立場は異なっていました。民意は市議選よりも市長選の方にあらわれ、その結果、防衛省の計画に同意できないというものであったと私は思います。

一基地負担の偏重についてはいかがですか。

基地の負担が、特に沖縄に偏っているという認識はあります。なぜ沖縄かというと、戦争の結果が影響したこともあります。本土から遠いというか、人がたくさんいるところから遠いところに作ろうとしているのではないかと思います。南西諸島に集中してくる理由は、いま第一列島線という言葉がよく使われます。日本がアメリカを守る最前線にされているわけです。それで日本国民はいいのでしょうか。自衛隊の訓練も「奪還論」により、一度離島が占領され奪還するための訓練をやっています。最初に島が奪われるという想定なのです。その間島民というのはどうなっているのだろうか。少し想像力を働かせればよくわかりますが、一度奪われた時に島は滅茶苦茶にされている、さらにまた奪還されるときにまた戦場になるわけですから、その島民は守られるのか、島民の安全が議論されているのか、訓練を見ただけでも非常に疑問があります。

一最後に読者に伝えたいことは

馬毛島は単なる無人島ではないのです。種子島の島民にとって、歴史的にも文化的にも非常に密接な地域であって、これから地域の経済的な面も含めて発展のために必要な島です。まず地元にとってかけがえのない土地だということを、理解していただきたいと思います。

もう一つの観点は、この馬毛島に基地を作るという問題は、日本の主権に関わるのではないかとことです。今日現存する基地というのは、先の戦争の後に占領があって、その時にできた基地を引き継いでいるわけで、安保条約が米軍の占領時の特権を引き継いで保証しています。ところが今回の馬毛島は、そのような歴史的経緯はなく、新たな基地を建設するという点で、これまでとは違います。馬毛島が本土とか、都会から離れた島にあるために、こうしたことが国民のみなさんになかなか届かないのかなと思います。

また、最近私は馬毛島の近海は「鎮魂の海」と言っているのですが、戦艦大和も含めたくさんの艦船が撃沈され近くに沈んでいます。将兵の遺体が鹿児島島の沿岸、種子島、屋久島に、また馬毛島にたくさん流れ着いています。先の戦争で亡くなった方々が今も近海の下深く眠っているのだから、静かに保っておくべきであり、決して再び戦場にしてはイケないと思います。

「台湾有事」で日本を戦場にする政府に反対しよう

伊波洋一（参議院議員）

中国への米戦略は 1990 年代から 2010 年頃までは攻撃して潰すものでした。しかし、中国は経済成長が続き 2010 年に当時世界第 2 位の日本を追い越して軍事力も強大になり、中国領土への攻撃は戦争をエスカレートさせ核弾道ミサイルが米本土に打ち込まれる可能性があることから、忌避されるようになりました。台湾を含む第一列島線内の米国覇権を維持するために同盟国に戦わせるオフショアコントロール戦略（2012 年）や第 1 列島線に自衛隊などがインサイド部隊として展開し、第 2 列島線に米軍がアウトサイド部隊として展開する海洋圧力戦略（2019 年）へ変わってきました。いずれの米戦略も米国の覇権を維持するために沖縄・日本を戦場にするものであり、日本国民と自衛隊に犠牲を強いるものです。米軍は中国領土を攻撃しないので、日本を守るはずの日米安保が日本を戦場にする安保に変質しているのです。

尖閣諸島での日中対立を台湾防衛に取り込む米国

2010 年 9 月、尖閣海域での中国漁船の海保巡視船衝突事件以降に中国公船の尖閣周辺海域の航行が急増し、日本国内で不満も高まる中、石原東京都知事（当時）が尖閣購入を検討すると表明し、当時の民主党政権が 2012 年 9 月 11 日に尖閣諸島の魚釣島、北小島、南小島の 3 島を国有化し、中国との関係が決定的に冷え込むことになりました。

この尖閣諸島をめぐる日中対立を利用して、米国において台湾防衛戦略で日本を取り込む動きが起きます。「アメリカ流非対称戦争」（トシ・ヨシハラ／ジェームズ・R・ホームズ、Proceedings, 2012.4、海軍校戦略研究 2012 年 5 月翻訳論文増刊号）の論文でした。内容は、南西諸島の島々、特に宮古島や石垣島に陸上自衛隊の地対艦ミサイル部隊を展開して配置し、中国艦船を太平洋に通さないようにするものです。中国艦船を東シナ海に閉じ込めることで、台湾への太平洋側からの攻撃を封じることが目的としています。

この米論文には「尖閣」の文字はありません。台湾と中国はともに尖閣諸島の領有権を主張しており、米国も尖閣諸島を日本領土とは認めていないからです。ただし、行政権を行使していることから、日本への説明では日米安保条約の適用化にあるとする立場です。

安倍政権による戦争できる国づくり

尖閣諸島問題が厳しくなる中、2012 年末の総選挙で政権に復活したのが安倍政権でした。安倍首相は翌 2013 年の訪米での保守派ハドソン研究所講

演会で米国に「集団的自衛権の行使」と「南西諸島の軍事化」を約束します。翌年 2014 年 5 月 15 日に「集団的自衛権の行使」に向けた「憲法解釈」の見直しを指示し、7 月 1 日に「集団的自衛権の行使」は可能だとする「解釈改憲」の閣議決定を行いました。2015 年通常国会に「安保関連法案（戦争法案）」を提出し、同年 7 月 16 日に衆院本会議で強行可決し、9 月 19 日に参院本会議で強行可決成立させました。同月 30 日に公布、2016 年 3 月 29 日に施行されました。これで、日本は戦争ができる国になりました。

南西諸島の軍事化

安倍政権は、同時に沖縄県政が反対し困難視されていた辺野古新基地建設を抑止力の維持を理由に、沖縄選出自民党国会議員や自民党沖縄県連をねじ伏せて認めさせ、仲井真県政に辺野古埋立承認申請を 2013 年末に承認させて翌 2014 年に埋立て工事を着手しました。

2016 年には南西諸島の軍事化に着手します。沖縄本島の北部訓練場にオスプレイ離発着場の建設、伊江島に F35 ステルス戦闘機の着艦訓練場の建設、与那国島に陸自沿岸監視隊基地、奄美大島、宮古島、石垣島への陸自地対艦ミサイル基地の建設に着手し、石垣島以外は既に建設して部隊配備済みです。さらに安倍政権は島々での戦争のために長崎県の相浦駐屯地に水陸起動団をこれまでに 2 部隊を立ち上げ、2022 年には 1 部隊を近隣駐屯地に追加する予定です。オスプレイ 17 機と水陸両用装甲車 52 台も購入し、佐賀空港へのオスプレイ配備計画や種子島近くの馬毛島で飛行場と着岸棧橋等を整備する計画を進めています。

併せて、九州の自衛隊航空基地を米軍が使用できるように滑走路の新設・強化、駐機場の整備、宿舎建設が築城基地や新田原基地、鹿屋基地などで進んでいます。

国内的には、尖閣諸島防衛を名目にしていますが、2013 年以來の安倍政権の取り組みは、危惧される中国による台湾統合＝「台湾有事」において、日本が前面に出て中国と対峙しようとするもので極めて危険であり、南西諸島や九州を含む西日本を戦場にして中国ミサイルの攻撃に晒すものになります。

米軍の「遠征前方基地作戦構想」と「機敏な戦闘展開構想」

現在、米国の海洋圧力戦略で米海兵隊は「遠征前方基地作戦（Expeditionary Advanced Base Operations：EABO）構想」、米空軍は「機敏な戦闘



南西諸島防衛構想の配置図

展開 (Agile Combat Employment : ACE) 構想」を採用しています。

既に、中国のミサイル網は日本列島や南西諸島、台湾を射程圏内にしており、対艦弾道ミサイルもグアムあたりまでの射程圏を持っています。ですから、在日米軍基地の戦闘機などの米軍航空機部隊と第7艦隊の戦艦部隊は、「台湾有事」の予兆を察知して、事前にグアム以東に退避します。これまでは同盟国に戦闘を任せて退避するだけでしたが、米空軍の「機敏な戦闘展開」ACE 構想では、10～15の小さいユニットに分かれてグアム以東の幾つもの飛行場で部隊を維持して分散し遠距離から「台湾有事」に加わる訓練が始まっています。具体的な作戦は米海兵隊が米空軍や第七艦隊と連携して取り組む遠征前方基地作戦 (EABO) などです。EABO は太平洋の島々を転進し移動を繰り返しながら洋上の中国艦船を攻撃する作戦で、硫黄島や伊江島などで訓練を繰り返しています。

現在、沖縄県内で問題になっている米軍機による低空飛行訓練、パラシュート降下訓練、吊り下げ訓練、夜間飛行訓練や、ブルービーチ演習場における着上陸訓練、嘉手納・普天間飛行場への外来機の飛来、嘉手納・普天間・伊江島などの基地機能強化などは、多くがEABOとACEの訓練の一環といえます。

土地規制法の成立

EABO や ACE にとって、島々の空港や港湾を軍事拠点として確保することは必要不可欠です。そのために、安倍政権が2013年から準備してきた「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案」(土地規制法) を、菅政権が2021年3月26日に閣議決定して国会に提出し、国会会期最終日の6月16日未明に参院本会議で可決、成立させました。この「土

地規制法」は、自衛隊基地・米軍基地の周辺1キロを規制するだけでなく、有人国境離島を規制できる法律です。沖縄県の50の有人離島すべてが対象になっており、規制区域に指定されかねません。二度と戦場にさせないために沖縄では島ぐるみのたたかいが求められています。

海洋圧力戦略で米軍地上発射地对艦ミサイルの配備をねらう米国

米軍の海洋圧力戦略では、「台湾有事」において第1列島線で戦う自衛隊など同盟国のインサイド部隊と第2列島線上には米軍が主体のアウトサイド部隊を想定していますが、米軍は、日本国内にインサイド部隊として米軍の地上発射ミサイル部隊を配備しようとしています。自衛隊は歓迎していますが、この米軍ミサイル配備は日本全土を戦場にするものです。一方、日本国土における限定戦争で「台湾有事」を乗り切って、台湾を含む第1列島線の権益を守りたい米国の目的に合致するのです。

日中関係を破綻させてはならない

米軍が「遠征前方基地作戦」EABO で日本国内の離島からハイマース・ロケットを中国艦船に発射した時、あるいは日本国内に配備された米軍の地上発射型ミサイルが中国艦船に発射された時には、1972年の「日中共同声明」と1978年の「日中平和友好条約」は破棄されることとなります。日本国内からの攻撃は日米安保条約の事前協議の対象とされており、日本が攻撃を同意したとみなされるからです。そうなれば、日中関係は一変します。

今、日本にとって中国は全貿易の24%を占める最大の貿易相手国です。米国は14%です。中国、ASEAN、韓国、台湾、香港を合わせると日本の貿易総額の52%で、米国はその3割もありません。中国、韓国を含む「地域的な包括的経済連携協定(RCEP)」も2021今年4月に可決成立したばかりですが、日中が戦争に入れば全てを失うこととなります。中国との戦争は沖縄・西日本の住民の生命を危険にさらすばかりでなく、日本経済に壊滅的な被害を生じさせて日本の国益を大きく損なうものです。

もはや、日米安保条約は日本を守るのではなく、日本を戦場にするものに変わろうとしています。一方、中国の経済成長は続いており、2030年までにはアメリカを追い越して世界一の経済大国になるだろうと予測されています。日本を戦場にしてはなりません。しかし、対米追従するしか日本に道はないというのが、今までの自民党政府の考えです。日本国土を戦場にする米軍戦略に抗えずに従う日本の政府と政治を変えていかなければなりません。

(いは よういち)

二度と悲劇を繰り返さないために、無責任であってはならない 東電刑事裁判控訴審の勝利を求めて 福島原発刑事訴訟支援団 副団長 武藤類子



2019年9月19日、東京地方裁判所が、強制起訴裁判で被告人となった勝俣恒久東電元会長、武黒一郎元副社長、武藤栄元副社長の3人に下した「全員無罪」の判決。あの日の失望と悔しさを私は忘れることができません。この判決に納得した原発事故の被害者はいるでしょうか。東京地裁永渕裁判長の判断は間違っていたと思います。裁判で明らかにされた津波対策の不作為への明確な証言や証拠がありながら、もっとも責任を取るべき人の責任を免責したのです。これは、起きた過ちをきちんと反省し、二度と同じ悲劇を招かないための教訓とすることを阻みました。

あれから2年を経た今年11月2日に、ようやく控訴審が始まります。コロナ感染拡大やオリ・パラの後に来る社会の諸問題、衆議院選挙など大変な状況の中ではありますが、最悪の原発事故の刑事責任を問うこの裁判の重要性を、もう一度認識して頂けたらと思います。

東電は安全より経営を優先した、そして3.11。この裁判は、2012年に福島県民1,324人が刑事告訴を行ったことから始まりました。全国13,000人の二次告訴、検察による2度の不起訴処分、検察審査会の2度の起訴相当議決という高いハードルを越えて、2016年に東電旧経営陣3人が強制起訴となり、ようやく手にした裁判でした。

私は38回に渡って開かれた公判をすべて傍聴しました。この裁判の被害者として認定された、原発事故による避難の過程で亡くなった双葉病院の患者たちの、壮絶な避難の様子が医師や看護師、遺族たちによって明らかにされました。原発事故時の避難が極めて困難なこと、みとることもできず避難のバスや避難所の冷たい床の上で死なせてしまった悔しさと悲しさを証言されました。このような悲惨な死は、原発事故が無ければ起こりえなかったことです。また、被告人らは政府機関である地震調査研究推進本部が2002年に公表した、長期評価に基づいて計算すれば、福島原発を15.7メートルの津波が襲う可能性があることを認識しながら、社員たちが考えた対策案を先延ばしし、何の対策

もしないままに3.11を迎えたことが分かりました。特に、2007年の東日本大震災によって新潟県柏崎刈羽原発が全基停止し経営赤字を出した東電が、福島第一原発まで津波対策工事で止められることを恐れていたことが、社員の供述で明らかにされたことは衝撃的でした。21人に及ぶ証人による証言や、メールや議事録などの多くの証拠を目の当たりにし、私はこの事故は安全より経営を優先し、やろうと思えばできた対策を何もやらずに招いたことを確信できました。

東京地裁は壮絶な被害に触れることはなかった

しかし、判決は「全員無罪」。裁判長が読み上げた判決要旨は、東電に都合が良い証拠だけが採用され、不都合な部分は取り上げていないと感じられました。判決では地震調査研究推進本部が公表した、最新知見としての長期評価の信頼性を全面的に否定しました。日本最高峰の学者が集まり、議論のすえ合意に至った政府機関としての知見について、裁判官がそれを全否定するとは、とても考えられないことだと思います。原発の安全性に関しても、「社会通念」は「絶対的な安全を求めている」と認定したことにも驚きました。公判の中で明らかになった原発事故の被害については、双葉病院の避難による死亡の過程も含め、具体的にはほとんど触れることはなかったのです。

検察官役を務める指定弁護士は、昨年9月に1年をかけて作成した控訴趣意書を裁判所に提出し、全員同じメンバーで、検察官役に臨まれます。刑事訴訟支援団も全力でこの裁判を支えたいと考えています。

この間、仙台高裁、東京高裁での民事の損害賠償裁判で、刑事裁判で明らかになった証拠を活かし、東電と国の責任を確定した真っ当な判決が出されています。刑事裁判も是非これに続き正当な判決を導き出してほしいと思います。

原子カムの復権を許すことなく、責任追及を進めていく

この10年間、福島では広告や報道の力を巧妙に利用し、事故の被害を見えにくくし、被害者を切り捨て、放射線防護を大きく緩め、事故の責任を曖昧にすることが行われてきました。それによって被害者は口を封じられ、本当に望む復興とはどこか乖離した「復興」への道へ、前へ前へと追われていきます。それは原子カムに利権を与え、その復権を許すことに繋がっていると感じます。これらを食い止め、脱原発を実現し、新しい価値観の社会を創るためには、原発事故の責任の所在を明らかにすることが必要だと思っています。(むとうるいこ)

歴史的事実の言葉が政治的？ 朝鮮人強制連行犠牲者追悼が政治集会？

「強制連行」をめぐる不可解

群馬県平和運動センター事務局長：倉林 誠

表現の自由を制約することを容認した高裁判決

2021年8月26日、群馬県高崎市の県立公園（群馬の森）にある「朝鮮人犠牲者追悼碑」の設置許可更新をしなかった県に対し、碑を管理する市民団体「記憶 反省 そして友好の追悼碑を守る会」が不許可処分を取り消し等を求めた控訴審判決があった。

東京高裁第10民事部（高橋讓裁判長）は、一審前橋地裁判決（県の不許可処分は裁量権の逸脱で違法）を取り消し、原告側の請求を棄却した逆転判決となった。判決理由は、「追悼碑前での追悼式において関係者が『【強制連行】＝政治的な発言にあたり歴史認識に関する主義主張を訴えるという言葉を発表した。これにより、この集まりは政治的行事となり、中立性が損なわれた。』としている。

「表現の自由が著しく制約される」不当判決であり、司法が歴史に学ばない行政の姿勢を追認するものだ。守る会と弁護団は、9月6日最高裁に上告手続きを行い、同時に抗議声明を発表した。なお、この高橋裁判長は、「朝鮮学校授業料無償化制度の対象から除外した国の処分を違法」と判断した大阪地裁判決を2018年9月の大阪高裁で取り消し、学校側の訴えを退けていた。

そもそもこの追悼碑は、群馬県内で犠牲になられた朝鮮人強制連行犠牲者を追悼し、強制連行・強制労働の事実を広く国民に伝え、正しい歴史認識を確立するとともに、アジア諸国の民衆との友好・連帯を進めることをめざして、2004年4月に全国で初めて県有地に建立された。（2001年6月、群馬県議会全員一致で趣旨採択された。その一方で碑文をめぐる何度も修正があった。）

その後除幕式を行い、毎年碑前において追悼集会が厳かに粛々と行われてきた。その間、県当局からは一度たりとも何の指摘もなかったが、第二次安倍政権下の2012年、「碑文が反日的」との意見が県に寄せられ、碑の撤去を求める歴史修正主義の団体が街宣活動を始めた。そして県当局の要請を受け、私たちにとって苦渋の選択ではあったが、追悼碑前における追悼集会を自粛し、市内別会場での集会に切り替えてきた。

「強制連行」という言葉を発表すると政治的行事

都市公園法における更新期間10年を迎える2013年12月、県に対して追悼碑の設置許可更新の手続きを行ったところ、県は式典の内容を市民団体に照会、「関係者が2度【強制連行】という言葉を発表した。来賓が政府批判をした。従って追悼集会が政治集会に変わった。政治的、宗教的管理、行事



を行わないという約束違反があった。そのため都市公園としての機能を喪失した。」と言いがかりをつけてきた。さらに県議会が歴史修正主義団体による設置許可の取り消しを求める請願を、賛成多数で採択した。これらを踏まえ、県は更新不許可を決定し、あまつさえ碑の撤去を求めてきたのである。

私たちは、「県当局の処置を絶対に許すことはできない」として、2014年11月、前橋地裁に行政訴訟を提訴した。一審は、「県の処分は、社会通念に照らして著しく妥当性を欠き、裁量権の逸脱で違法」とし、「群馬県知事が行った原告の公園施設の設置期間の更新申請に対する不許可処分を取り消す」との判断を下した。

しかし、県は県議会最大会派自民党の「控訴すべき」との圧力に追随し控訴、私たちも表現の自由などの憲法解釈が一部認められなかったために付帯控訴を行い、東京高裁へと進んだ。

2018年9月から始まった控訴審では和解協議も非公式に同時並行したが、県は頑なに「群馬の森」からの追悼碑撤去が条件と言い続け決裂。計6回の口頭弁論を経て2021年3月に結審となった。高裁では3人も裁判長が替わるという異例の事件である。

今回の高裁判決は、歴史修正主義団体が追悼碑を反日的と抗議すれば、追悼碑の価値を否定し、追悼集会の開催や「強制連行」という発言など、表現の自由にかかわることへの制約を容認したものだ。また、県の追悼碑に対する処分が明確性原則に違反しないとした点についても根拠が薄弱であり、結論ありきの極めて杜撰な判断となっている。

私たちは、県や歴史修正主義団体の主張に沿って「強制連行」の発言を政治的と認定し、これにより碑の中立性が失われると判断した高裁判決を強く非難する。これからも私たちが、将来、過去と同様の過ちを犯さないようにするため、また、日朝日韓の友好推進のため、全国のみなさんと力を合わせて活動を継続し、上告審において今般の不当判決を破棄させるために活動を続けていく。（くらばやし まこと）

事務局新スタッフ自己紹介

田中直樹(写真左)・柳沢佳孝(同右)

田中直樹と申します。自治労の書記局に勤めてきましたが、今回フォーラムのスタッフに加えていただくことになりました。



1980年代前半を大学生として過ごし、様々な社会問題を知る機会がありましたが、その後自治労での活動があり、再び、かつて熱く語りあった運動の世界に戻ってきたような気がしています。多くの社会問題は35年前(あるいはさらに前)から、変わらずあるということを改めて感じる一方、これら問題に負けることなく、あきらめることなく、闘い続けている人たちがたくさんいるということも改めてフォーラムにきて気づかされました。

各運動課題についての専門的な知識や経験は諸先輩に及ぶべくもありませんが、おかしいことはおかしい、だめなことはだめという気持ちだけを武器として、皆さんの闘いの一翼に加わりたいと思います。どうぞよろしくお祈りします。

この度、平和フォーラムと自治労との人事交流ということで、9月1日よりお世話になっている柳沢佳孝です。

生まれも育ちも東京です。大学卒業後住宅メーカーに就職しましたが、「ふとした縁」で26歳の時に都市交(日本都市交通労働組合)の書記となり四半世紀……。

2013年に自治労と都市交の組織統合により、自治労本部の書記となり、8年間主に都市公共交通評議会、総合政治政策局の連帯活動を担当していました。

1964年生まれですので……年齢はかなりいっていますが、今回のご縁を大切にす意味からも、初心に戻った気持ちで、平和フォーラムに結集する全国の仲間のみなさまとの「新しいご縁」が出来ればと思っております。

平和フォーラム・原水禁が取り組む課題は、反戦・平和、憲法、人権、反核、脱原発、環境問題をはじめ、多種多様であり、すべてが簡単に解決できるものではありません。課題の解決には「誰かが声をあげ」なければなりません。また、「その声」を多くの人に伝える役割が平和フォーラムだと思っています。

全国各地で山積している問題の解決がひとつでも進むよう、みなさまのご協力を得ながら頑張りますのでよろしくお祈りします。

WE INSIST!

植民地への無理解

2021年4月16日、日本維新の会の馬場伸幸衆議院議員は、「『強制連行』『強制労働』という表現に関する質問主意書」を内閣に提出した。質問の趣旨は、戦前、朝鮮半島から労働者として日本に渡った人は、自らの意志で、募集に応じて、官の斡旋で、徴用されてなど、様々な理由があった。「本人の意思にかかわらず、連れて行くこと」(大辞泉)とされる「強制連行」と一括して表現することは問題だということだ。国民徴用令に基づいて徴用された朝鮮半島出身者がいたことは事実であるが、当時日本人も同様に徴用されたのであり、「徴用と『強制連行』を混同するのはおかしいと考える」とした。

これに対する答弁書は、「国家徴用令により徴用された朝鮮半島からの労働者の移入は、法令によって行われたことが明らかになるよう『徴用』を用いるのが適切である」とした。

馬場議員は、「強制連行」は辞書を引いたが「徴用」は引かなかつたらしい。「徴用」とは、「戦時

などの非常時に、国家が国民を強制的に動員して、一定の仕事に就かせること」(大辞泉)とされている。「強制連行」と「徴用」の違いはどこにあるのか。あるとすれば、そのことを行う主体が国家権力であるかどうかだ。

民族の意志に反して日本に併合された朝鮮半島では、土地調査事業など様々な収奪が行われた。自ら故郷を捨てた多くは、そうせざる得なかったに違いない。また、日本政府の勝手な法令によって強制的に日本に連れてこられた(強制連行)に違いない。1960年12月、国連総会で採択された「植民地独立付与宣言」は、「外国による人民の征服、支配および搾取は基本的人権を否認するもので、国連憲章に違反し、世界平和と協力の促進にとっての障害」と認定している。植民地出身者を日本人とする暴挙は、戦後の国際基準とは相容れない。今年7月12日、ユネスコ・イコモスは、世界遺産に登録されている「明治日本の産業革命遺産」の展示が、朝鮮半島出身者の強制連行・強制労働に関して触れられておらず、登録時の「犠牲者を記憶にとどめる」とする約束が履行されていないと警告した。馬場議員、日本政府は、「植民地」というものを全く理解していない。(藤本 泰成)